

イベント情報発信アプリケーション構築業務

仕様書

令和8年6月

高松市 都市整備局 都市計画課 デジタル社会基盤整備室

## (業務の目的)

第1条 本市では、令和4年度に整備した地理空間データ連携基盤の活用により、防災や交通等の分野におけるアプリケーションを構築し、幅広い分野で市民サービスや業務のBPRを推進するなど、データ連携による地域課題の解決や都市経営の最適化に取り組んでいます。

このような中で、現在、イベント情報はWebサイトやSNS、紙媒体など多岐にわたる媒体で発信されており、市民等利用者が、必要とするイベント情報へアクセスしにくく、探索に手間を要するといった課題があり、また、市側においては、既存の管理方法では、イベント情報の収集・更新に労力がかかり、情報の鮮度や正確性の維持が困難であることに加え、部署間の連携不足による業務非効率性が課題となっています。

加えて、これまで、本市を始めとする、各事業主体からイベント情報を提供していましたが、今後は、地域を豊かにする多様な活動主体からのイベント情報を一元的に発信していく、新しい連携の形が求められています。

本事業は、これら市民と市側の双方の課題を解決し、イベント情報の効率的かつ正確な管理・発信を実現するとともに、イベント情報発信アプリケーション（以下「本アプリ」という。）を通じて集約されるイベント情報を他のデータと連携することで、まちの様々な課題解決に役立てていくことを目指すものです。

なお、本業務は令和8年度地域未来交付金活用事業であり、高松市地理空間データ連携基盤との連携（活用）に関する提案を必須とするものです。

## (業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりとする。

(1) 業務名

イベント情報発信アプリケーション構築業務

(2) 履行期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

(3) 業務の履行場所

高松市内全域

(4) 提案上限額

8,580,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## (業務内容)

第3条 本業務の内容は、以下の項目を全て含む、設計、デザイン、開発、テスト、及び運用支援とする。

(1) 打合せ協議

本業務の円滑な遂行を図るため、受託者は、本市職員と綿密な連絡を図るとともに、適宜、打合せを行うものとする。

(2) 事前調査

受託者は、本業務の目的を把握し、仕様書に示す業務内容を確認するとともに、本アプリを実装するうえで、事前に確認が必要とされる法規制、連携対象システム、及び現行の業務について調査分析を行うこととする。

(3) イベント情報発信アプリ仕様設計・構築（詳細は第7条に記載）

本アプリは、市民をはじめとする利用者が、市内で開催されるイベント情報を「いつ、ど

ここで、「どんなイベントがあるのか」を簡単、かつ直感的に知ることができるようにすることを目的とする。また、本市が管理・保有するイベント情報及び、異なる事業主体によるイベント情報について、地理空間データ連携基盤と連携（活用）し、一元的に集約することで、視認性の高いUI/UXを通じて、誰もがスムーズにイベントを検索・閲覧できる機能を実装する。

#### (4) 地理空間データ連携基盤の利活用の検討

本アプリ構築により集約されたイベント情報と、高松市地理空間データ連携基盤と連携している多様なデータ（交通、施設情報等）を掛け合わせることで、人口減少社会において、持続可能な都市・自治体経営及び市民サービス等につながるユースケースの実現に向けたロードマップ、必要とされる要件や機能、課題について提示すること。

高松市地理空間データ連携基盤（WebAPI）の実装内容や活用可能なデータについては、以下に公開された内容を参考にする。

- ・高松市公式GitHub

<https://github.com/orgs/takamatsu-city/repositories>

- ・高松市スマートマップ開発者向けドキュメンテーション

<https://docs.takamatsu-fact.com/>

- ・地理空間データ基盤の取組について（高松市HP）

[https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/machidukuri/toshi/d\\_syakai\\_up202401251.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/machidukuri/toshi/d_syakai_up202401251.html)

#### (5) セキュリティ対策の実装（詳細は第7条に記載）

#### (6) 公開前後の検証・テスト

#### (7) マニュアルの作成

#### (8) 稼働後の技術サポート及び保守体制の設計及び対応

#### (保有するイベント情報環境)

第4条 本市が保有するイベント情報環境は、次のとおりである。

#### (1) 本事業による集約を想定

- ・広報高松

[https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/shinotorikumi/koho/kouhou\\_4/index.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/shinotorikumi/koho/kouhou_4/index.html)

※イベント情報データについては第7条（2）（ア）に記載

- ・サンポートFACTプロジェクト

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/shinotorikumi/machidukuri/toshi/20220819.html>

#### (2) 上記以外の本市情報発信ツール（参考）

- ・高松市公式ホームページ

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/index.html>

- ・高松市公式SNS

LINE <https://page.line.me/yjv8540a?openQrModal=true>

X [https://x.com/takamatsu\\_kouho](https://x.com/takamatsu_kouho)

Facebook [https://www.facebook.com/takamatsucity/?locale=ja\\_JP](https://www.facebook.com/takamatsucity/?locale=ja_JP)

#### (実施体制)

第5条 本業務を適切・効率的に履行するためのプロジェクト体制として、以下に示す要件を満

たすこと。

(1) プロジェクト体制・メンバー

ア プロジェクトマネージャー

本業務の全責任を負う受託者における総責任者。スケジュール管理やリソース管理、品質管理等本業務の全体的な統括を担当し、本業務を円滑に遂行する上で必要な知識と経験を有している者。

イ プロジェクトリーダー

プロジェクトマネージャーの責任のもと、本業務の調達システムを計画どおりに完遂、完成させる知識と経験を有している者。

ウ プロジェクトメンバー

本調達で構築するシステムの設計・構築がある者を含むこと。

(2) 業務体制に関する留意事項

ア 受託者の作業内容及びスケジュール、業務の進捗管理を行いながら円滑に作業を実施できる体制を整備するとともに、本業務に関わる全ての要員の氏名、所属、責任や役割分担について明記した体制図を提出すること。

イ 作業スケジュールの進捗に応じて要員の増減等を検討すること。作業体制に本業務に影響を及ぼす大きな変更がある場合は、事前にその旨を書面により報告するとともに本市の承認を得ること。

ウ 受託者がプロジェクト計画書等で示した業務や作業が適正に履行されていない、又は本仕様書において定義する各要件を満たしていないと本市が判断した場合は、受託者に対して体制の変更を指示することができるものとし、受託者はその指示に従い、適切に対応すること。

エ 受託者は、事業を一括して他の事業者へ委託してはならない。事業の一部を第三者へ委託するときは、あらかじめ本市の承認を得ること。また、承認の際に委託範囲や委託内容、第三者の受託者名を明記したものを書面で報告するとともに、上記(1)の体制図に含めること。

**(作業実施要件)**

第6条 受託者は、運用開始までのスケジュールを本市と協議の上、決定すること。

※本業務のうち、公共空地の利用申請（第4条（1）参照）の申請フォーム構築については、令和8年12月中旬までに完了させ、実装するものとする。また、上記以外の構築については、令和9年1月末までに完了させ、試行期間を経て、令和9年2月末までには実装するものとする。

2 受託者は、本業務にかかる作業スケジュールを主体的に管理し、本市に進捗状況を定期的に報告すること。また、スケジュールに差異が生じた場合は速やかに受託者側で対策を講じるとともに、その原因・課題・対策等を本市に報告すること。

3 会議又は打合せ（以下「会議体」という。）では、議事内容について責任のある回答ができる要員を参加させること。会議体の開催に当たっては、受託者側で必要な資料一式を用意すること。また、会議体の後は、受託者側で議事録を速やかに作成し、本市に確認を取るとともに、保管・管理すること。

4 本業務で使用する機器・資材・消耗品等については、原則受託者が負担すること。

5 本業務の中で発生する各種課題について、課題の認識、対応案の検討、解決及び報告のプロ

セスを明確にするため、課題管理を主体的に実施すること。

- 6 受託者は、品質管理を実施し、品質基準と状況の差を自ら把握し、品質基準との差異が生じた場合は、速やかに受託者側で対策を講じるとともに、その原因・課題・対策等を本市に報告すること。
- 7 仕様変更の必要が生じた場合は、受託者はその影響範囲及び必要な工数等を識別した上で、本市と協議の上、対応方針を確定すること。
- 8 本市施設内で作業を行う場合は、ネームプレート等身分を証明できるものを必ず着用すること。
- 9 他システムの構築・保守事業者等との検討が必要な事項は、本業務の受託者が検討事項を提示し、主体的に、検討・会議推進・スケジュール管理を行うこと（議事録作成を含む。）。なお、構築・保守事業者への会議依頼は、受託者からの依頼を受け、本市が行う。

（機能要件）

第7条 本アプリにおいて、以下の要求事項を満たすこと。これらは必須要件とし、これらの要件をいかに効果的・効率的に実現するかを具体的に提案するものとする。なお、必須項目については、代替手法による提案・充足を可とする。

（1） 市民等利用者への情報提供の最適化

ア 必要な情報への容易なアクセス性

- ・公開中のイベント情報について、地図連携機能を有し、多様な条件で効率的に検索・絞り込みできること。
- ・イベント情報の検索結果及び詳細情報が、目的の情報を迅速かつ直観的に把握できるよう、UI／UXが設計されていること。

イ 多様な端末への対応

- ・レスポンスデザインに対応すること。（スマートフォン・PC・タブレット）

（2） 市職員によるイベント情報管理業務の効率化と品質向上

ア 簡便かつ確実な情報登録・編集

- ・広報高松掲載用に集約したCSVデータ（イベント情報、担当部署情報等）から、本アプリに効率的に反映できること。
- ・上記登録方法のほか、新規イベント情報を、担当者が直感的かつ容易に登録・編集し、公開前のプレビュー確認ができること。
- ・入力された情報の正確性を確保するための入力チェック（バリデーション）機能を実装し、誤入力を抑制できること。

イ 柔軟な情報公開制御と情報鮮度の担保

- ・イベント情報の状態を「未着手」「編集中」「承認待」「公開中」「掲載終了」など、ステータスで管理できること。
- ・公開期間終了後の自動非公開化及び、管理者等による論理削除（非公開化）と再公開の機能を有すること。
- ・担当部署への編集依頼や承認依頼、リマインドなど、必要な情報を通知できること。

（3） 公共空地利用ワンストップ申請・イベント公開連携

本事業では、サンポートFACTプロジェクト（第4条（1）参照）を想定しているが、

今後、他エリアにおいても同様の仕組みを活用する可能性があるため、追加できる仕組みを構築すること。また、その場合、エリアごとに異なる管理者が存在する可能性もあることを想定しておくこと。

ア 公共空地利用申請の受付・使用場所予約機能（市民・事業者向け）

- ・ 公共空地の利用申請について、申請フォームにより、必要情報（利用日時、場所、目的、イベント内容、連絡先など）の入力、添付ファイルのアップロード機能を有すること。
- ・ 申請により使用場所を予約できる機能を有すること。
- ・ 全ての予約状況を確認できる機能を有すること。

イ 公共空地利用申請の受付・承認処理機能（管理者向け）

- ・ 申請内容の閲覧、確認、データのダウンロード（CSV想定）ができること。

ウ 承認された利用申請データからイベント情報への自動（または半自動）反映機能

- ・ 承認された申請データのうち、公開可能な情報（イベント名、日時、場所、概要など）を既存のイベント情報管理機能に連携・登録する機能を有すること。
- ・ 申請者及び管理者が申請時から公開終了まで、内容を確認・編集できること。

(4) 運用・維持管理の安全性と持続性

ア セキュアなアクセスと権限管理

- ・ 適切なアクセス権限を付与できること。特に、担当部署は自身の部署のイベント情報のみを管理し、管理者は全情報を管理できるなど、権限制御ができること。

イ データの整合性と信頼性

- ・ 複数ユーザーによる同時編集時の排他制御により、データの不整合を防止できること。
- ・ イベント情報の登録・編集・公開に関する操作履歴（ログ）を記録、確認ができること。

ウ 安定稼働と拡張性

- ・ 本アプリの安定稼働を確保するための適切なインフラ構成及び冗長化を提案すること。
- ・ 将来的な機能追加や情報量増加にも柔軟に対応できるスケーラブルなシステムアーキテクチャであること。

(保守体制)

第8条 本業務の保守体制は、以下に示す要件を満たすこと。

- (1) 保守窓口は1本化すること。
- (2) 障害時・問合せ時の連絡体制として、保守窓口への連絡が電話・FAX・電子メールのいずれか2つの方法で対応できること。なお、使用する言語は日本語であること。
- (3) 本アプリ構築時に、保守に関する連絡体制図を作成し、本市に提出すること。変更があれば、その都度、速やかに最新の連絡体制図を提出すること。
- (4) 障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発防止を行うこと。

(保守内容)

第9条 保守期間については、年度（4月1日から3月31日）更新とする。なお、構築期間中の障害についても、費用を含めて受託者の負担（本市の過失による障害を除く。）で復旧対応を

実施すること。

- 2 利用するソフトウェア等に脆弱性が発見された場合は、本市に報告すること。修正対応については、本市と実施の有無について協議したうえで実施すること。また、この場合の対応は、費用を含めて全て受託者の負担で対応すること。
- 3 不具合発生時、本市が実施する原因の切り分け作業に協力すること。
- 4 その他本サイト運営全般に係る助言・支援を、必要に応じて実施すること。
- 5 SSLサーバ証明書の更新を適切に実施すること（更新にかかる費用は保守費用に含めて請求すること）。

#### **(納入成果物)**

第10条 以下の成果物を、契約期間内に提出すること（電子媒体で可）。

※成果物の詳細の内容については、受託者決定後、本市と協議・修正の上、契約書に記載するものとする。

- (1) システム等一式（本業務で構築したハードウェア、ソフトウェア、ライセンス一式、インストールメディア）
- (2) プロジェクト管理に関する計画書・体制図・工程表（WBS）
- (3) 要件定義書
- (4) 基本設計書
- (5) 操作マニュアル
- (6) 保守に関する説明書一式（保守の体制・緊急事態発生時のガイドライン）
- (7) その他必要な成果物（本市と協議の上）

#### **(セキュリティ要件)**

第11条 本業務のセキュリティ要件は、次のとおりとする。

- (1) 高松市情報セキュリティ基本方針並びに対策基準、及びそれらに係る規定等を遵守すること。
- (2) 本調達システムに係る、本市の情報資産の機密性・完全性・可用性を確保したシステムを構築すること。
- (3) 情報資産を外部からの不正な侵入等から適切に保護するため、情報機器への接続及び操作の制御、ネットワーク管理等に関する技術面の対策を講じること。
- (4) 契約期間中に、本市より高松市情報セキュリティポリシーを遵守した管理を行っているかを証する資料提出、又はヒアリングの実施を求められた場合は、速やかに応じること。  
万が一、高松市情報セキュリティポリシーを遵守できていない状況が判明した場合は、そのリスクを受容するのか（その根拠を含む。）、代替策により安全性を担保するのか等を明らかにし、本市の承認を得なければならない。
- (5) 個人情報に関連する法令に基づいて適切に取り扱うこと。
- (6) 個人情報の漏えいが発生した場合は個人情報保護委員会が示すガイドラインに従い報告等を行うこと。

#### **(守秘義務)**

第12条 本市が開示した情報、契約履行過程で生じた納入成果物（印刷した帳票を含む。）及び本業務の履行上知り得た一切の事項について、いかなる場合にもこれを本市が開示することを認めていない第三者に開示又は漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じ

ること。本市が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合には、事前に本市と協議し、許可を得ること。なお、上記の本市が開示することを認めていない第三者への非開示又は漏えい防止、並びに第三者への開示に当たって本市の許可を得ることについては、本業務の契約期間終了後も同様とする。

- 2 受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体であっても、本市の許可なく複製してはならない。
- 3 本市の許可を得て複写、複製した際は、使用后、速やかに返却、又は、その内容を消去し、再生又は再利用ができない状態にすること。
- 4 本作業の実施に当たって、受領、作成及び出力した一切の情報について、本市の許可なく作業実施場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、本作業を終了又は契約解除する場合には、本市職員から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに本市に返却すること。その際、本市職員の確認を必ず受けること。
- 6 個人情報を取り扱う場合は、契約書別記「個人情報取扱特記事項及び特定個人情報等取扱特記事項」に準ずること。
- 7 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うこと。
- 8 受託者は、本業務に関わる全ての要員に対して、十分な情報セキュリティ教育を実施すること。

#### **(著作権について)**

第13条 納入される成果物（プログラム、デザイン、コンテンツデータ等）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、高松市に帰属するものとする。

#### **(本共通仕様書について)**

第14条 本仕様書は、入札実施時の共通仕様書であり、受託者選定後、提案内容に基づき再度双方協議の上、仕様書を作成し、契約書に添付する。入札価格は、提案内容を充足できる価格とし、落札後の価格変更はできない旨留意すること。